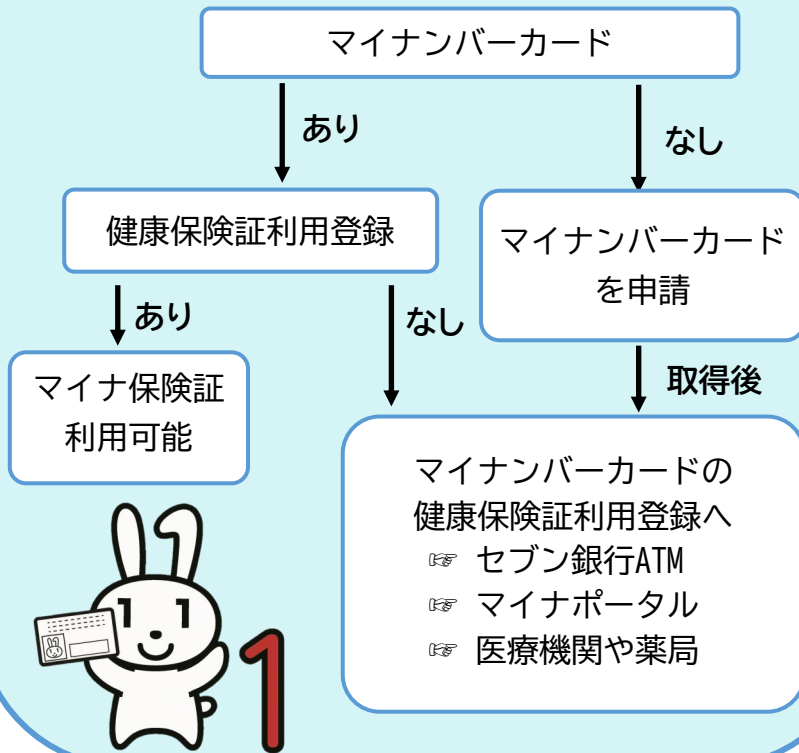


国民健康保険証とマイナンバーカードの一体化について

令和6年12月2日に現行の健康保険証の新規発行が終了し、**健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード(マイナ保険証)**を基本とする仕組みに移行します。

健康保険証利用登録フローチャート



マイナ保険証 3つのメリット



◇ メリット① ◇

高額療養費の
一時支払いが免除！

◇ メリット② ◇

処方された薬や健診情報を
いつでも自分で確認できる！

◇ メリット③ ◇

確定申告時に
医療費控除が簡単に！

12月2日以降も安心して医療機関を受診していただくために

★令和6年10月

「**加入者情報**」を加入全世帯に送付します。

国民健康保険のデータベースに正しい情報が登録されていることをお知らせする通知です。

★令和6年10月～令和7年1月

「**豊島区マイナ保険証コールセンター(仮称)**」を開設します。

★令和6年12月2日以降

マイナ保険証を**お持ちでない方**には…

「**資格確認書**」を交付します。健康保険証に代わり、医療機関に提示します。

マイナ保険証を**お持ちの方**には…

「**資格情報のお知らせ**」を交付します。

医療機関でカードリーダーが使用できない際に、マイナ保険証と合わせて提示します。

また、健康保険の加入情報をマイナポータルだけでなく書面で確認できます。

お手元の国民健康保険証は、12月2日以降も有効期限まで使用可能です。